

93 東京大学法学部卒業生藤田隆三郎他一名司法省へ採用に

付達

〔明治十一年十月五日〕

其部卒業生徒之内本山正久藤田隆三郎司法省へ採用之義ニ付別紙之通り該省之照会有之候条有之趣本人エ相達候様可被取計候此旨相達候也

明治十一年十月五日

文部卿 西郷従道 印

東京大学三学部総理 加藤弘之殿

東京大学法学部卒業生徒西川鉄次郎以下六名当省エ採用之義過般及御照会置候処右之内本山正久藤田隆三郎兩名之外ハ奉職之志願無之旨云々去ル三十日附を以御申越之趣致承知候就而ハ右之兩名採用可致ニ付明後七日午前第九時礼服用当省へ出頭候様御達有之度此段御回答旁尚又及御掛合候也

十一年十月五日

司法卿 大木喬任

文部卿 西郷従道殿

〔東京大学法理文学部記録〕文部省来書雜之部、明治十一年一月ヨリ十二月マテ、④